

品川区多様な他者との関わりの機会の創出事業実施要綱

制定 令和8年3月26日 区長決定 要綱第35号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区乳児等通園支援事業実施要綱（令和8年要綱第 号。以下「乳児等通園支援事業実施要綱」という。）に定めるもののほか、品川区（以下「区」という。）が乳児等通園支援事業と合わせて実施する多様な他者との関わりの機会の創出事業（以下「本事業」という。）の実施に当たって遵守すべき事項を定めることにより、区における適正な事業の実施ならびに事務処理の適正化および円滑化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の定義は、児童福祉法（以下「法」という。）、品川区乳児等通園支援事業の設備および運営の基準に関する条例（令和7年品川区条例第50号。以下「条例」という。）、品川区乳児等通園支援事業の設備および運営の基準に関する条例施行規則（令和7年品川区規則第49号。以下「規則」という。）、乳児等通園支援事業実施要綱その他法令（国通知を含む。）で使用する用語の例による。

(設備運営基準)

第3条 設備運営基準は、この要綱に特別の定めがあるもののほか、法、条例、規則、乳児等通園支援事業実施要綱その他法令の定めるところによる。

(実施主体)

第4条 本事業を実施する者（以下「多様な他者との関わりの機会の創出事業者」という。）は、法第34条の15第2項の規定により区長の認可または指定を受けた者とする。

2 多様な他者との関わりの機会の創出事業者は、次に掲げる施設（以下「実施施設」という。）において本事業を実施するものとする。

- (1) 法第39条第1項に規定する保育所
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園
- (3) 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
- (4) 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
- (5) 東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付12福子推第1157号）に規定する東京都認証保育所
- (6) 法第59条の2第1項に規定する届出を行った認可外保育施設（法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を除く。）
- (7) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人または学校教育法附則第6項の規定により学校法人以外の者が設置する同法第1条の幼稚園

(対象児童)

第5条 本事業の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、幼稚園、認定こども園、認可保育所、地域型保育事業、東京都認証保育所または企業主導型保育事業に通っていない0歳6カ月から3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童とする。ただし、区以外の市町村（特別区を含む。）の区域内に居住地を有する者は対象外とする。

(利用資格)

第6条 国事業実施要綱に定める乳児等支援給付認定の申請を行い、品川区乳児等支援支給認定証（以下「認定証」という。）を交付されたものは本事業を利用することができる。

2 満3歳に達した児童は、実施施設において対象児童であることの確認を受けることにより本事業を利用することができる。

(利用に関する留意事項)

第7条 実施施設は、利用開始に先立ち、書面で利用契約書等を保護者と締結することとし、利用契約書等においては、次の項目を記載しなければならない。ただし、利用契約書等以外

の書面により確認できる項目については、この限りでない。

- (1) 申請者（保護者）の氏名、住所、生年月日、連絡先電話番号等、利用児童との続柄、就労の状況等
- (2) 利用児童の氏名および生年月日
- (3) 同居者全員の氏名、生年月日、利用児童との続柄、就労・通学・通園先等
- (4) 実施施設の名称、利用期間、利用する曜日および時間帯等
- (5) 利用児童の健康状況等（健康上・発達上の配慮事項および食物アレルギーに関する情報）
- (6) 同居人以外の送迎者の氏名、住所、連絡先電話番号等および利用児童との続柄（同居人以外の送迎者がいる場合のみ）
- (7) 利用料に関する事項
- (8) キャンセル発生時の利用料の取扱い
- (9) 情報の取扱いに関する同意項目（契約書等の内容、利用状況、日々の保育の記録等について、区関係機関に提供する場合があること。）
- (10) 余裕活用型乳児等通園支援事業を実施する場合、通常の保育の申し込みにより、年度途中で定員に達する等、本事業の受入枠の確保ができない場合には、利用開始前、利用中にかかわらず、受け入れを縮小・中止する可能性があること。
（利用可能時間）

第8条 本事業を利用することができる時間（以下「利用時間」という。）は、対象児童1人当たり1月につき乳児等通園支援事業により付与される月10時間を利用した後、新たに付与される月20時間を上限とする。なお、満3歳に達した対象児童が当該年度の末日まで利用する場合は、月30時間を上限とする。ただし、区外の事業所を利用する場合は本事業の対象外とする。

2 利用時間は、当月分のみ有効であり、未利用時間について翌月以降に繰り越すことはできない。

（費用負担）

第9条 実施施設は、本事業を実施するために必要な経費の一部について、利用保護者から利用者負担金を徴収することができる。

2 前項の利用者負担金は、児童1人につき1時間あたり300円とする。

3 区長は、前項に規定する利用者負担金について、別に定める補助基準額に基づき、利用者負担金の一部を補助し、負担軽減を行う。

（キャンセルの取扱い）

第10条 実施施設は、利用当日のキャンセルについて、利用があった場合に支払うべき前条第2項の利用者負担金を利用保護者から徴収することができる。

2 利用日当日にキャンセルがあった場合、対象とした利用時間については、利用したもののみなし、対象児童の当該月の利用可能時間から減算を行うことができる。

（事故報告）

第11条 本事業を実施している中で事故が生じた場合には、区が指定した方法により、速やかに区に報告しなければならない。

（指導監督）

第12条 区長は、実施施設からの相談を受け付けるとともに、適正な事業の実施に係る指導その他必要な措置を行うものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に子ども未来部長が定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。